

# バスタ新宿利活用に関する連携協定者

## 募集要項

令和7年3月24日

バスタ新宿インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト協議会

## 内容

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 目的.....         | 1 |
| 2. 連携協定の内容.....    | 1 |
| 3. 連携に対する提案 .....  | 2 |
| 4. 事業者の選定について..... | 2 |
| 5. 募集スケジュール .....  | 3 |
| 6. 質問受付・公表 .....   | 4 |
| 7. 応募書類の受付.....    | 4 |
| 8. 問い合わせ・提出先 ..... | 4 |
| 9. 留意事項 .....      | 5 |
| 10. 基本的要件.....     | 5 |
| 11. 提出書類一覧 .....   | 5 |
| 12. その他 .....      | 6 |

様式1 バスタ新宿に関する連携協定に係る応募希望表明書

様式2 提案書

様式3 施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績

様式4 連携協定者募集要項に関する質問書

様式5 応募辞退届

参考資料 バスタ新宿におけるインフラツアー(案)

## 1. 目的

東京都渋谷区に位置するバスタ新宿は、鉄道、バス、タクシーなどの多様な交通手段がつながる交通結節点事業として、整備された全国最大級のフラグシップバスターミナルである。バスタ新宿のインフラツーリズムにおいて、全国的に展開されているバスタプロジェクトの更なる拡大を見据えつつ、高速バス路線や地域路線の未来のあり方を創造するとともに、増えるインバウンド需要にも適応できる様、国内の高速バス利用を世界に向けて大きく発信し、適正かつ公平な利用を確保することで、バスタ新宿を発展させていきたい。このような状況を踏まえ、民間開放によるバスタ新宿のさらなる利活用に向けて、「バスタ新宿インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、検討を進めている。

協議会では、民間事業者との間で、相互に緊密に連携した事業活動を推進することで、バスタ新宿のさらなる利活用及び地域の活性化を推進する予定である。

本募集要項は、バスタ新宿のインフラツーリズムにおける利活用の促進を図るため、「バスタ新宿利活用に関する連携協定」（以下「連携協定」という。）を協議会と締結する事業者（以下「事業者」という。）を募集するためものである。

## 2. 連携協定の内容

### 1) バスタ新宿利活用に関する連携協定書(案)

別添のとおり。

### 2) 対象施設及び施設所在地等

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 24 番 55 号バスタ新宿

施設の詳細は「12. その他」①に記載の HP 等を参照すること。

### 3) 連携事項

協議会は事業者と、以下の事項について連携して取組むことを想定している。

- ① 国内外向けのバスチケット販路を拡大するため、バスチケットや観光商材の一元的な販売システムの導入に関すること。（以下、「一元的な販売システムの導入」という。）
- ② バスタ新宿の施設見学会などインフラツーリズムの実施に関すること。（以下、「施設見学ツアー」という。）

### 4) 具体的な取組内容

協議会ではバスタ新宿の利活用促進のための基礎データ収集を目的として令和7年度より社会実験の実施を予定している。社会実験に関しては、上記3)連携事項の実現に向けた具体的な実施内容として以下を想定している。

- ① 事業者は社会実験として、一元的な販売システムの導入及び施設見学ツアー等について自ら企画運営する。

- ② 事業者は、社会実験の実施にあたり、一元的な販売システムの導入及び施設見学ツアー等の料金を集め、それを収入とすることができる。
- ③ 事業者は、国土交通省東京国道事務所及び新宿高速バスターミナル株式会社が保有するバスタ新宿に関する既存の広報ツール(ホームページ、パンフレットや事業紹介動画の提供や展示物)を、無償で利用することができる。また、場合により、新たな広報ツールが事業者提供されることがある。
- ④ 国内外向けのバスチケット販路を拡大するため、バスチケットや観光商材の販売については、一元的な販売システムの導入の取組において連携するバス会社や各地域の観光協会等と実施するものとする。
- ⑤ 一元的な販売システムの導入の取組において連携するバス会社の連絡先等は、別途通知するものとする。
- ⑥ 施設見学ツアーの実施においては、「道路法」に基づき、道理管理施設の占用手続きや占用料が必要と判断された場合は、事業者が手続き及び負担を求める。
- ⑦ 社会実験の実施時期は、期間、実施場所、その他上記の内容等も含め、詳細は協議会と協議のうえ決定とするが、施設見学ツアーの実施については令和7年7月を目途に開始するものとする。

## 5) 連携協定期間

本連携協定の有効期間は、連携協定締結日から1年間とする。ただし、本連携協定の有効期間が満了する2ヶ月前までに、協議会もしくは事業者から特段の申し出がない場合は、満了日の翌日から1年間、連携協定期間を延長するものとし、その後も同様とする。

## 3. 連携に対する提案

本募集要項に応募する事業者(以下「応募者」という)に、2. 4)の内容を踏まえて、2. 3)示した連携事項に対し、協議会とどのような連携が想定されるかなどの取組方針の提案を求める。

なお、取組方針の提案にあたっては、本募集要項添付の様式2「提案書」を提出するものとし、法人の概要や財務諸表も「提案書」と併せて提出すること。また、提案の実現性や応募者のノウハウの活用可能性を確認する資料として、様式3「施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績」を提出することとし、実績が確認できる資料等に関するパンフレット等を必要に応じて添付するものとする。

## 4. 事業者の選定について

### 1) 選定方法

連携協定に関する提案書を応募者が提出後、下記2)に示す評価基準に基づき、協議会が提案書の審査を行い、事業者を選定する。なお、必要に応じて、協議会が応募者に対しヒアリ

ングを実施する。ヒアリング実施日については、応募者に対し別途通知する。

## 2) 評価基準

「提案書」及び「施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績」について、以下の点に着目して評価する。

### ① 提案書

- ・「国内外向けのバスチケット販路拡大するため、バスチケットや観光商材の一元的な販売システムの導入に関すること」について、販路拡大案、地域との連携、地域精通度等について、理解度、貢献度、有効性、的確性、独創性、継続性の観点から優位なものを評価する。
- ・「バスタ新宿の施設見学会などインフラツーリズムの実施」について、見学会の内容、誘客手法、インバウンドへの対応等について、理解度、貢献度、有効性、的確性、独創性、継続性の観点から優位なものを評価する。
- ・なお、検討にあたっては、巻末「参考資料」をご参照下さい。

### ② 施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績

- ・2.3)連携事項及び 4)取組内容の推進に向けて有効となる実績や、提案内容の実現性・信頼性等が高いと判断される過去実績について評価する。

## 3) 選定結果の公表

選定結果は事業者の決定後、すみやかに応募者に対し通知するとともに、国土交通省東京国道事務所 HP 及び新宿高速バスターミナル株式会社 HP へ掲載し公表する。

## 4) その他

提案内容の確認等のため、協議会が必要に応じて応募者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

## 5. 募集スケジュール

事業者の募集は以下のスケジュールで行う。

| 日程                 | 実施事項       |
|--------------------|------------|
| 令和7年3月24日～令和7年4月3日 | 質問受付期間     |
| 令和7年4月7日           | 質問回答公表日    |
| 令和7年4月23日          | 応募書類の提出締切日 |
| 令和7年4月下旬～5月上旬(予定)  | ヒアリングの実施   |
| 令和7年5月上旬～5月下旬(予定)  | 事業者の選定     |
| 令和7年5月上旬～5月下旬(予定)  | 連携協定者の公表   |
| 令和7年5月上旬～5月下旬(予定)  | 連携協定締結     |

## 6. 質問受付・公表

### 1) 質問受付期間

令和7年3月24日～令和7年4月3日

### 2) 提出方法

本募集要項添付の様式4「連携協定者募集要項に関する質問書」に必要事項を記入の上、「8. 問い合わせ・提出先」まで電子メールにより提出し、必ず電話により着信確認すること。なお、電子メールの表題は本募集要項等に対する質問である旨を記載すること。

### 3) 質問への回答

質問に対する回答は令和7年4月7日に新宿高速バスターミナル株式会社HP及び国土交通省東京国道事務所HPに掲載する。

## 7. 応募書類の受付

### 1) 応募書類の入手先

応募書類は以下に示すHPにおいて入手可能とする。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/index.htm> (東京国道事務所)

### 2) 受付期間

令和7年3月24日～令和7年4月23日

### 3) 提出方法

「11.提出書類一覧」に記載の提出書類に必要事項を記入の上、「8. 問い合わせ・提出先」まで、郵送(書留郵便に限る)により1部提出すること(4月23日消印)。また電子メールにより提出書類一覧のデータも併せて提出すること。なお、郵送については封筒等に応募希望表明書等在中の旨を朱書することとし、電子メールは表題に応募希望表明書等提出の旨を記載すること。

### 4) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、本募集要項添付の様式5「応募辞退届」を持参又は郵送(書留郵便に限る)により「8.問い合わせ・提出先」に1部提出すること。なお、郵送については封筒等に応募辞退書在中の旨を朱書すること。

## 8. 問い合わせ・提出先

(事務局)国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 計画課 インフラツーリズム担当

住所:〒102-8340 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎15階  
電話:03-3512-9093  
FAX:03-3512-9889  
メールアドレス:ktr-toukoku-press@mlit.go.jp

なお、募集要項に関する質問については、電話での直接回答は行わない。

## 9. 留意事項

協定の締結及び実施に係る費用については、事業者で負担するものとする。協議会から、事業者への費用の支払いは行わない。(応募に要する費用を含む)

## 10. 基本的要件

複数企業による協定を想定している場合は、応募時点における構成員及び代表者を示し、役割分担を記載した書面を添付すること。

以下の要件を満たさないものは、応募できない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

## 11. 提出書類一覧

| No | 提出書類                   | 備考                           | 様式 | 提出部数 |
|----|------------------------|------------------------------|----|------|
| 1  | 応募希望表明書                | 指定の様式に必要事項を記入すること。           | 1  | 1部   |
| 2  | 提案書                    | 指定の様式に必要事項を記入すること。           | 2  | 1部   |
| 3  | 施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績 | 施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績に関する事項 | 3  | 1部   |
| 4  | 法人の概要                  | 会社パンフレット等                    | 任意 | 1部   |
| 5  | 財務諸表                   | 直近の財務諸表について                  | 任意 | 1部   |

## 12. その他

バスタ新宿の施設の詳細等については、以下の HP 等を参照

- ① バスタ新宿(交通結節点事業) : 東京国道事務所 HP

[https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku\\_index020.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku_index020.html)

- ② 新宿高速バスターミナル株式会社 HP

<https://shinjuku-busterminal.co.jp/>

様式1)

令和●年 月 日

バスタ新宿利活用に関する連携協定応募希望表明書

バスタ新宿インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト協議会 宛

令和7年3月24日付けで公表されました、「バスタ新宿利活用に関する連携協定」に係わる募集に応募することを表明します。

記

|                   |      |   |
|-------------------|------|---|
| 社 名               |      |   |
| 代表者氏名             |      |   |
| 担当者氏名・<br>部署名・役職名 |      |   |
| 連<br>絡<br>先       | 住所   | 〒 |
|                   | 電話   |   |
|                   | Mail |   |
|                   | FAX  |   |

様式2)

提案書

| 提 案 内 容                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本募集要項に応募する事業者(以下「応募者」という)に、2. 4)の内容を踏まえて、2. 3)示した連携事項①②に対し、協議会とどのような連携が想定されるかなどの取組方針の提案を求める。なお、法人の概要、財務諸表は本様式に添付すること。 |
| 注1)A4版3ページ以内                                                                                                          |

様式3)

施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績

|                                                                       |                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 実績区分                                                                  | (例)<br>・ツアー(インフラツーリズムツアーなど)<br>・施設運営(指定管理者を含む)<br>・地域振興イベント<br>・その他 |
| 事業名称等                                                                 | (例)<br>〇〇〇展示館運営事業                                                   |
| 施設所在地<br>施設名称                                                         | (例)<br>〇〇県〇〇市<br>〇〇館                                                |
| 関与区分                                                                  | (例)<br>企画運営・主催・協力 など                                                |
| 事業内容                                                                  |                                                                     |
| 上記以外の<br>同種実績<br>(事業名等<br>のみ記載)                                       |                                                                     |
| 注1) 過去実績は過去10年以内のものとする。<br>2) 実績が確認できる資料等に関するパンフレット等を必要に応じて添付するものとする。 |                                                                     |

様式4)

令和●年 月 日

連携協定者募集要項に関する質問書

バスタ新宿インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト協議会 宛

|     |        |  |
|-----|--------|--|
| 応募者 | 社名     |  |
|     | 所属     |  |
|     | 担当者名   |  |
|     | 電話     |  |
|     | FAX    |  |
|     | E-mail |  |

| No | 該当箇所 |     |     | 項目 | 質問内容 |
|----|------|-----|-----|----|------|
|    | 頁    | 大項目 | 中項目 |    |      |
| 1  |      |     |     |    |      |
| 2  |      |     |     |    |      |
| 3  |      |     |     |    |      |
| 4  |      |     |     |    |      |
| 5  |      |     |     |    |      |
| 6  |      |     |     |    |      |
| 7  |      |     |     |    |      |
| 8  |      |     |     |    |      |
| 9  |      |     |     |    |      |
| 10 |      |     |     |    |      |

注1) 記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること  
注2) 資料名等は上記記入例を参考に適宜書き換え記載すること。

様式5)

令和●●年 月 日

## 応募辞退届

バスタ新宿インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト協議会 宛

商号又は名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

印

令和7年3月24日付けで公表されました「バスタ新宿利活用に関する連携協定」に係る募集について、応募希望表明書を提出しているところですが、下記の理由により応募辞退を申し出ます。

【応募辞退理由】

(案)

バスタ新宿利活用に関する連携協定書

バスタ新宿インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト協議会（以下「甲」という。）及び●●●●●●●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、バスタ新宿の利活用及び地方観光の活性化を図るため、次のとおり連携協定（以下「本連携協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本連携協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携した事業活動を推進することにより、バスタ新宿のさらなる国内外向けのバスチケット販路の拡大による地方活性化及び利活用に資することを目的とする。

（連絡事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連絡事項」という。）について連携して取り組むことを合意する。

- (1) 国内外向けのバスチケット販路を拡大するため、バスチケットや観光商材の一元的な販売システム導入に関すること。
- (2) バスタ新宿の施設見学などインフラツーリズムの実施に関すること。

（実施内容の調整）

第3条 甲及び乙は、連携事項を協働して推進するにあたり、具体的な実施内容、実施場所、時期、期間、方法、役割分担、料金の収受、その他の必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（運営報告）

第4条 乙は、連携事項の実施内容について、運営報告を行うものとする。運営報告の実施方法、頻度等については、別途協議の上、実施するものとする。

（施設の使用）

第5条 乙は、前条で乙が使用できる範囲として取り決めた範囲において、道路法（昭和27年法律第180号、その後の改正を含む。以下同じ。）及び道路占用許可基準の規定に従い、バスタ新宿の施設の一部を使用することができる。

（独立採算）

第6条 第3条により別途取り決めた場合を除き、連携事項の実施、その他連携協定の履行により生じる費用及び責任（第三者に対する損害賠償責任を含む。）は、乙が負担する。

(確認事項)

第7条 甲及び乙は、本連携協定の締結が、連携事項の推進にあたって、甲が乙以外の第三者と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の変更)

第8条 甲及び乙のいずれかが本連携協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙の協議の上、書面による合意により、必要な変更を行うことができる。

2 前項にかかわらず、甲は、乙に対し、甲によるバスタ新宿のインフラツーリズムにおける適切な運用に必要と認める場合には、合理的に必要な範囲内で、本連携協定の内容及び連携事項の変更を求めることができる。

(期間)

第9条 本連携協定の有効期間は、本連携協定の締結の日から1年間とする。  
ただし、本連携協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲及び乙から書面により特段の申出がない場合は、満了日の翌日から1年間、本連携協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(解除)

第10条 前項の規定にかかわらず、甲は、本連携協定の有効期間中であっても、やむを得ない事由がある場合には、2か月間前までに書面により乙に通知することにより、本連携協定を解除することができる。  
2 甲は、乙の責に帰すべき事由により連携事項の推進が困難となった場合には、本連携協定を解除することができる。

(損害補償)

第11条 甲及び乙は、相手方当事者が、その責に帰すべき事由により、本連携協定の各条項のいずれかに違反したことにより損害を被った場合には、相手方当事者にその損害の賠償を請求できる。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、連携事項の実施に関連して知り得た相手方当事者の情報又は連携事項の実施に関連して知り得たバスタ新宿の情報（次の各号に定める情報を除く。）を、相手方当事者の書面による事前の同意を得ずに第三者に開示し又は漏洩してはならない。

- (1) 守秘義務を負うことなくすでに保有している情報
  - (2) 守秘義務を追うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 本連携協定に違反することなく既に公知となっている情報
- 2 第9条及び第10条の規定にかかわらず、前項の規定は、本連携協定の有効期間の終了後においてもなおその効力を有する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 甲及び乙は、本連携協定上の権利義務の全部若しくは一部又は本連携協定上の地位を、相手方当事者の事前の承諾なく第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(準拠法及び管轄)

第14条 本連携協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本連携協定に起因又は関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本連携協定に定めのない事項又は本連携協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

乙

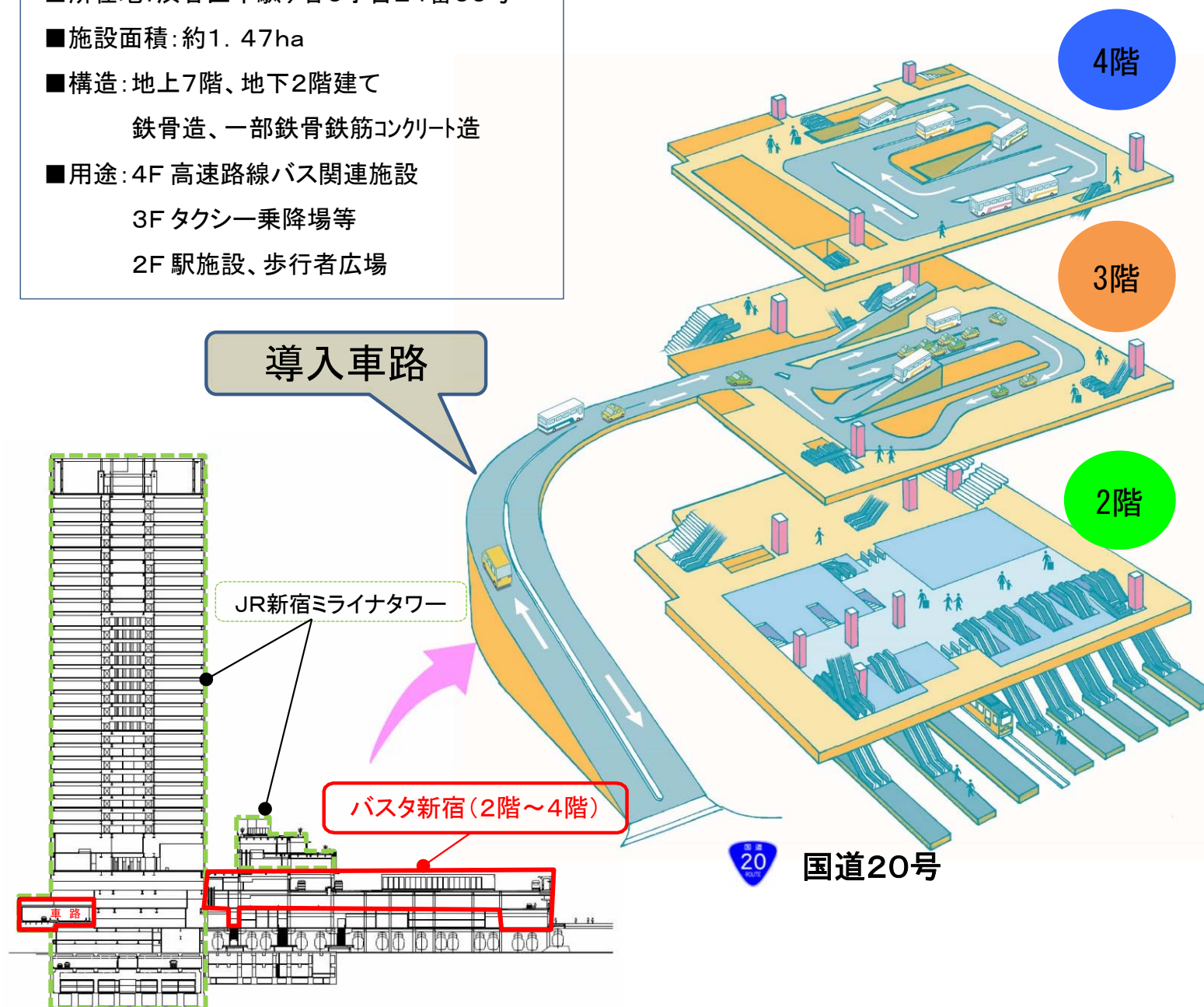
# (参考)バスタ新宿の整備経緯(施設概要:全体)

参考資料

バスタ新宿

## 《施設概要》

- 所在地:渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番55号
- 施設面積:約1.47ha
- 構造:地上7階、地下2階建て  
鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- 用途:4F 高速路線バス関連施設  
3F タクシー乗降場等  
2F 駅施設、歩行者広場



## 4F 高速路線バス関連施設



## 3F タクシー乗降場等



## 2F 駅施設、歩行者広場



# (参考)バスタ新宿の整備経緯(施設概要:4階)

参考資料

バスタ新宿



国道20号側歩行者通路



待合施設

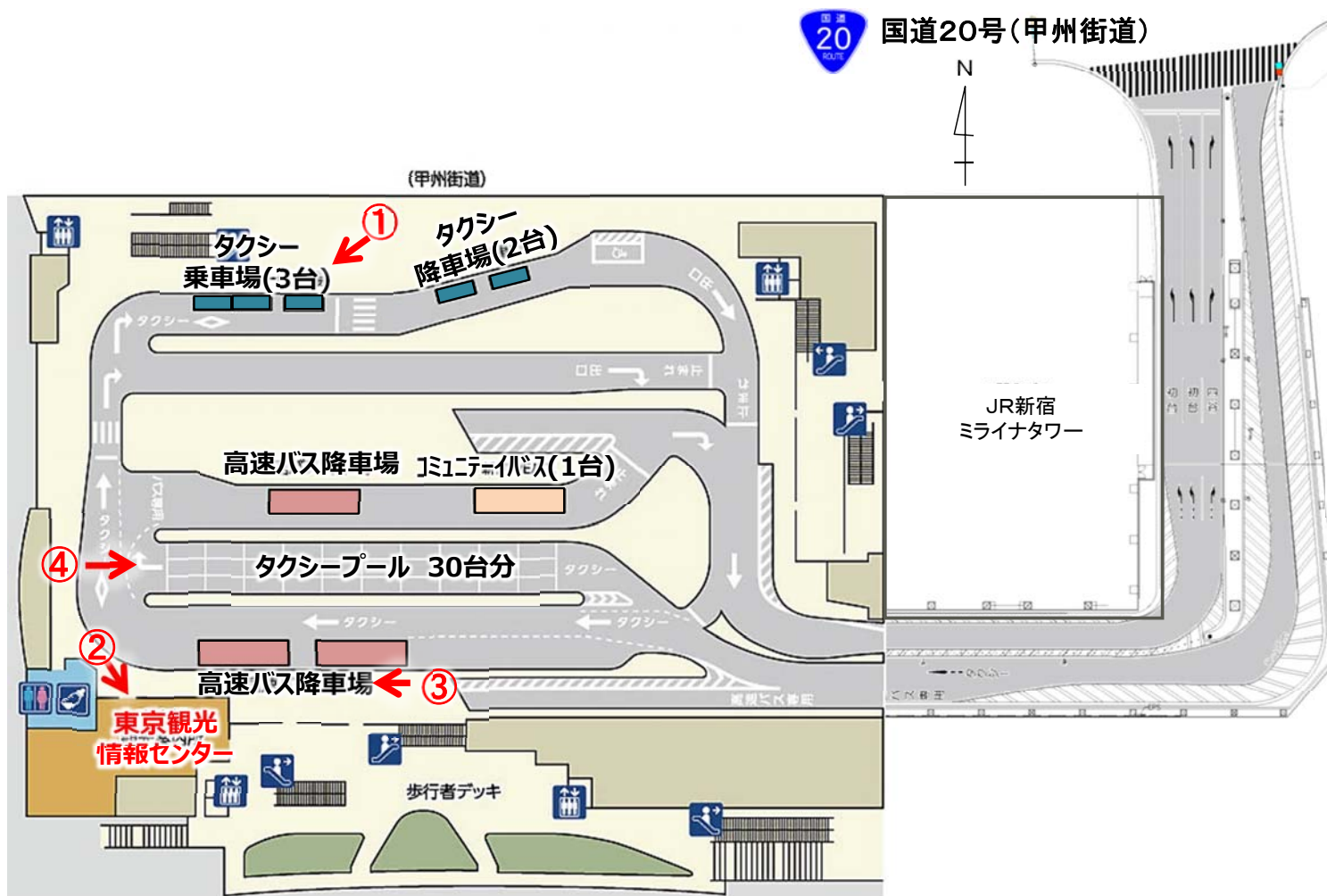


③4階全景 (高速バス関連施設)

# (参考)バスタ新宿の整備経緯(施設概要:3階)

参考資料

バスタ新宿





②2階と4階を結ぶエスカレーター

③歩行者広場から高島屋を望む

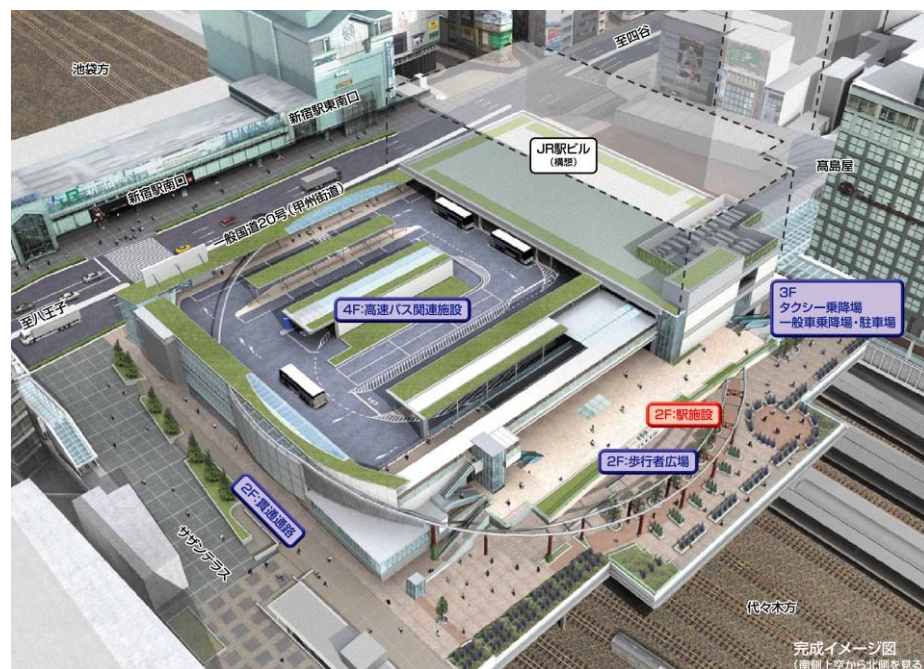


4

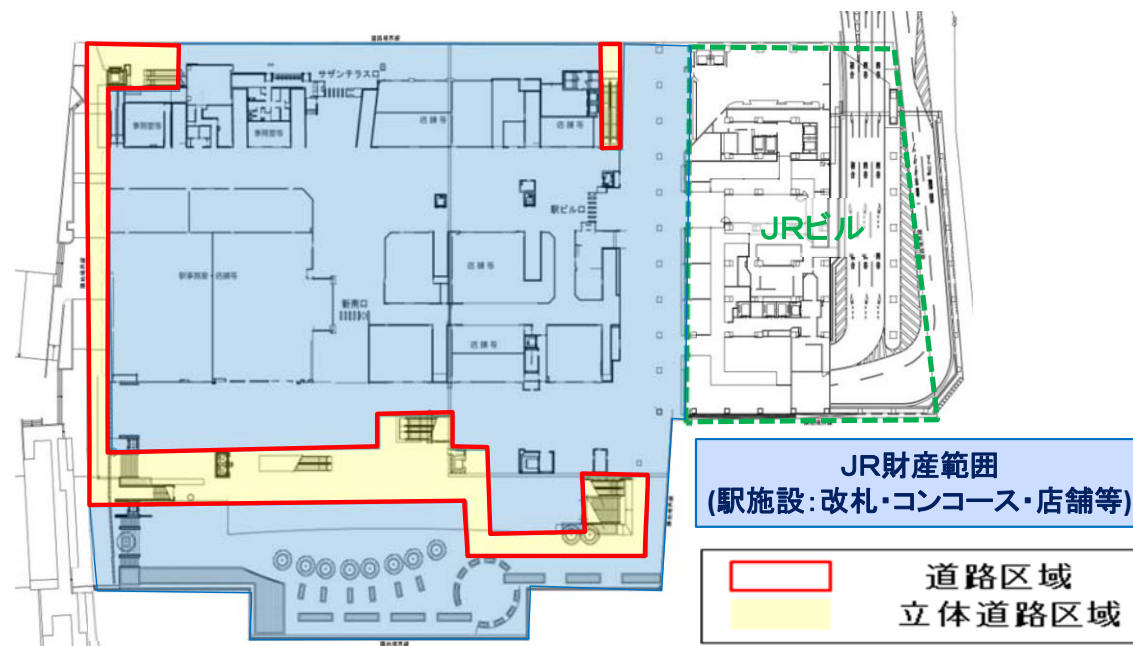
# (参考)バスタ新宿の整備経緯(道路区域の指定)

参考資料

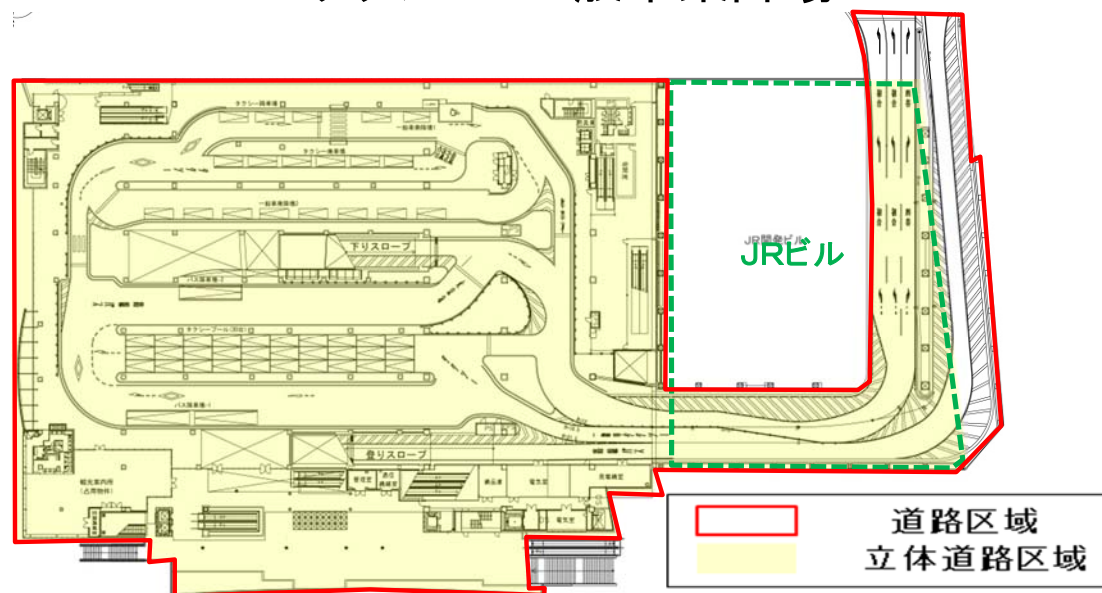
バスタ新宿



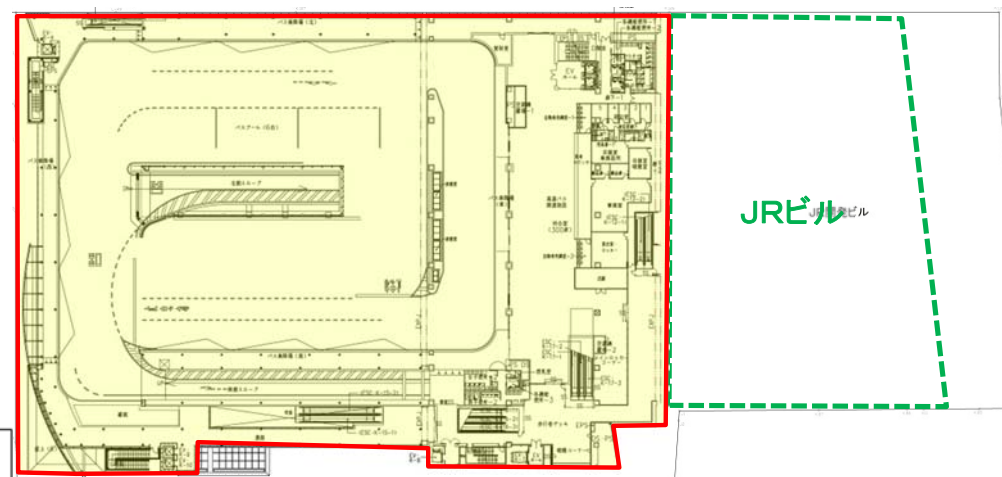
## 2F 駅施設・歩行者広場等



## 3F タクシー・一般車乗降場



## 4F 高速バスターミナル



# (参考) バスタ新宿インフラツアー伝えたいこと(案)

参考資料



※バスタ新宿インフラツアーにおいては、下記の内容を参加者に伝える事を想定している。

## ・知られざる経緯: 新宿駅周辺の多くの交通課題解決のため、整備した交通ターミナル

約30年前の新宿駅周辺は、①高速バス乗降場が道路上に分散し鉄道への乗り換えが不便、②歩行空間が狭く常に乗降客が歩道に溢れている。③車道に客待ちタクシーが滞留し円滑な交通を阻害しているという大きな3つの課題を抱えておりました。また、国道20号としては、橋の老朽化という課題を抱えており、橋の架替えと合わせて、新宿駅周辺地区の諸課題を解決すべく壮大なプロジェクトが始まり、平成28年4月に開業しました。

## ・知られざる構造: 老朽化した新宿跨線橋の架替で、構築した人工地盤でJR上空に整備。

大都市新宿の環境と調和する次世代の基盤として、人工地盤を構築し、バスタ新宿を建設しました。この人工地盤は、道路の橋の架替えの施工に使用したものを有効活用しています。工事施工においては、多くの方々利用する新宿駅であるため安全性を確保しながらも、工事の作業時間が限られているため、効率性も高めながら施工を実施しており、日本の高い土木技術力を最大限に活用しています。

## ・知られざる効果: 整備により、新宿駅の鉄道・バス・タクシーの乗換等の利便性が向上。

バスタ新宿は、2階にJR新南口改札と歩行者広場を整備、3階および4階はバス、タクシーの乗降場や待合施設などを整備し、新宿の交通機能を集約しています。バスタ新宿の整備により、点在していた高速バスの乗降場が新宿駅に直結、集約され乗換がスムーズになったほか、待合スペース等の設置により利用者の利便性が向上し、高速バスの利用者の増加につながり、新宿駅周辺でのバスやタクシーの待機等による混雑解消につながっています。

## ・知られざる役割: バスタ新宿から全国39都府県、300都市を結ぶ高速バス路線を提供。

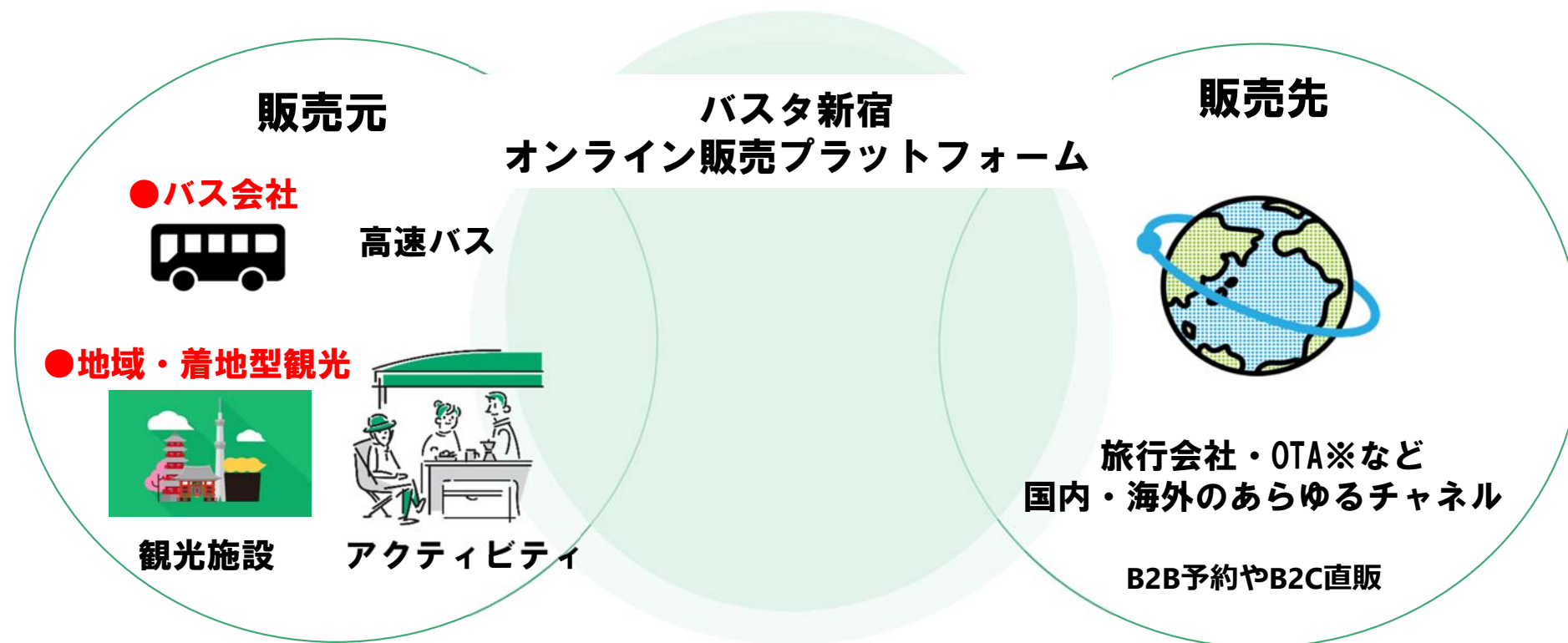
高速バスのネットワークとしては、現在、全国39都府県の約300都市、1日1,200便もの路線を提供しています。令和5年度のバスタ新宿の乗降者数は821万人と多くの方が全国各地へ旅立ち、全国各地から訪れております。特に、コロナ禍後に大幅に回復しているインバウンドからは、乗換で迷わず目的地に行くことができるとして利用者が増加しており、新しい役割を果たしています。

## ・知られざる計画: 更なる繋がりを見据え、全国で「バスタプロジェクト」を推進。

国土交通省では、次期バスタを全国展開する『バスタプロジェクト』を推進しています。バスタ新宿のような鉄道やバス、タクシーなど、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを整備することで、道路の新たな価値を創造します。

従来は、全国の道路政策は道路のネットワークを構築することを中心に整備してきました。道路ネットワークの発展にともない、高速バスの路線数は増加してきましたが、交通拠点の整備が追いついていませんでした。地域活性化拠点や災害対策拠点、自動運転やカーシェアなど新しいモビリティ形態をとりこむことで、道路全体としての利便性の最大化を図っていきます。

販売元（バス会社や着地型観光事業者）と海外OTAを含む販売先（販売代理店等）  
を結ぶオンライン販売プラットフォームをバスタ新宿で一体となって活用  
**高速バスの乗車率の向上や地方へのバス旅の促進を図る**



## 展開①

### 予約プラットフォームへの乗車券、観光商品の掲載

予約プラットフォームにバス乗車券や着地型商品を掲載。  
バスタ新宿のインフラツーリズムと連携した情報発信を行い、  
高速バスの乗車率の向上、地方へのバス旅の促進を図る。

## 展開②

### 海外OTAの販路拡大、国内の乗車予約を世界中で展開

来日前の高速バス乗車券、観光商品の予約・決済が可能。  
訪日旅行の際のバス利用を促進、また決済も完結させることで、  
販路の拡大、利用者とバス会社の負担軽減を図る。